

議案第 26 号

小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 27 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市民図書館小城館の開館時間の変更に伴い小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則（平成17年小城市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「する」を「し、勤務時間の区分は任命権者が指定する」に改め、同条の表2の項中「平日遅出（金曜日を除く。）」を「平日遅出①」に改め、同表3の項中「金曜日遅出」を「平日遅出②」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則（平成17年小城市教育委員会規則第27号）の一部を改正する規則

現行			改正後（案）		
<p>（勤務時間）</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、次の表のとおりとする</p> <p>_____。</p>			<p>（勤務時間）</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、次の表のとおりとし、勤務時間の区分は任命権者が指定する。</p>		
勤務時間の区分	始業時間	終業時間	勤務時間の区分	始業時間	終業時間
1 平日早出	午前8時30分	午後5時15分	1 平日早出	午前8時30分	午後5時15分
2 平日遅出（金曜日を除く。）	午前9時45分	午後6時30分	2 平日遅出①	午前9時45分	午後6時30分
3 金曜日遅出	午前10時45分	午後7時30分	3 平日遅出②	午前10時45分	午後7時30分
4 土日祝	午前8時45分	午後5時30分	4 土日祝	午前8時45分	午後5時30分
<p>備考 この表において「土日祝」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行い、「平日」とは、月曜日（分室にあっては、月曜日及び金曜日）及び土日祝以外の日をいう。</p>			<p>備考 この表において「土日祝」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行い、「平日」とは、月曜日（分室にあっては、月曜日及び金曜日）及び土日祝以外の日をいう。</p>		